令和５年度　公文書開示（７月決定分）

月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	R5.5.4	R5.7.3	・旅客連絡運輸取扱基準規程 ・旅客連絡運輸規則別表 ・連絡運輸管理規程	31	1															交通局電車部営業課
2	R5.5.4	R5.7.3	・旅客営業取扱基準規程及び別表 ・旅客連絡運輸取扱基準規程のうち、2014年9月1日以降の改定がわかるもの（新旧表等）					1											当該文書は、実施機関では取得しておらず、存在しないため。	交通局電車部営業課
3	R5.5.6	R5.7.5	振替輸送に関する以下の文書 （１）振替輸送費算出表 （２）保存されている過去から最新の振替輸送費の支出、収入が分かる文書				1					1							（７条３号）経営方針又は経理等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営が損なわれると認められるため。	交通局電車部営業課
4	R5.5.6	R5.7.5	基本加盟契約書に関する以下の文書 ・基本加盟契約書 ・基本加盟契約変更契約（２４交電車第１１６７号） ・基本加盟契約の変更承認に関する文書（２８交電車第１１１２号） ・基本加盟契約変更契約書（３１交電車第１２９２号）				1					1							（７条３号）法人に関する経営方針又は経理等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。	交通局電車部営業課
5	R5.5.6	R5.7.5	（１）文書番号２７交電車第１０４８号の覚書 （２）１と同種の覚書が存在すれば、その覚書のすべて				1					1							（７条３号）法人に関する経営方針又は経理等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。	交通局電車部営業課
6	R5.5.9	R5.7.6	（１）文書番号２６交電車９８２号の文書内の連絡運輸契約等の全て				1					1							（７条３号）法人に関する経営方針又は経理等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。	交通局電車部営業課
7	R5.5.10	R5.7.7	・他社所属車両の都線内乗入走行キロに関する文書全て。 ・清算運転関連の文書全て。（令和４年度の三田線） ・各線の列車の直通運転に関する契約書 ・１号線、６号線、１０号線の共同使用駅に係る共同使用契約書				1					1							（７条３号）法人に関する経営方針又は経理等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。	交通局電車部運転課・営業課
8	R5.5.10	R5.7.7	・直通運輸に関連して発生した事故に係る車両損害費の請求について ・車両損害の報告について ・車両損害報告書 ・車両損害確認書 ・車両損害見積書 ・人身事故写真 ・状況報告書	22		1					1		1						（７条２号及び４号）個人に関する情報で、特定の個人を識別できるのもであるため。また、印影は、公にすることにより、偽造等のため当該企業や個人の財産等への不法な侵害を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。 （７条２号）氏名は、個人に関する情報で、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。	交通局電車部管理課
9	R5.5.16	R5.7.14	大江戸線青山一丁目駅エレベーター設置土木・建築その他工事（契約番号：２９－１０１９８）に関する以下の書類 ・設計図面集・質問回答書・土木工事内訳書・建築その他工事内訳書	813	1															交通局建設工務部計画改良課
10	R5.5.16	R5.7.14	大江戸線青山一丁目駅エレベーター設置土木・建築その他工事（契約番号：２９－１０１９８）に関する以下の書類 ・見積書 ・単価決定簿	386		1					1	1	1		1				（７条２号）個人に関する情報で特定の個人を識別できるものであるため。 （７条３号）公になると他の会社に経営上の情報が知らされることとなり、当該会社の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 （７条４号）公にすることにより、偽造等のため当該企業の財産等への不法な侵害を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。 （７条６号）採用金額算出に係る部分を開示した場合、見積会社の思惑等により見積価格の高止まりを招く等、適切な単価設定に支障が生じると認められるため。	交通局建設工務部計画改良課
11	R5.5.16	R5.7.14	大江戸線国立競技場駅エレベーター設置土木・建築工事（その１）（契約番号：３０－１０１０５）に関する以下の文書 ・設計図・工事質問書・回答書・土木工事内訳書（工事費総括書、工事総括書、種別内訳書、代価明細表、機械器具調書、材料品調書、諸経費計算書）・建築その他工事内訳書・資材価格特別調査報告書	450	1															交通局建設工務部計画改良課
12	R5.5.16	R5.7.14	大江戸線国立競技場駅エレベーター設置土木・建築工事（その１）（契約番号：３０－１０１０５）に関する以下の内容 ・見積書 ・単価決定簿	270		1					1	1	1		1				（７条２号）個人に関する情報で特定の個人を識別できるものであるため。 （７条３号）公になると他の会社に経営上の情報が知らされることとなり、当該会社の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 （７条４号）公にすることにより、偽造等のため当該企業の財産等への不法な侵害を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。 （７条６号）採用金額算出に係る部分を開示した場合、見積会社の思惑等により見積価格の高止まりを招く等、適切な単価設定に支障が生じると認められるため。	交通局建設工務部計画改良課

13	R5.5.16	R5.7.14	大江戸線国立競技場駅エレベーター設置土木・建築工事（その２）（契約番号：３１－１００１４）に関する以下の文書 ・設計図・質問回答書・土木工事内訳書	266	1														交通局建設工務部計画改良課
14	R5.5.16	R5.7.14	大江戸線国立競技場駅エレベーター設置土木・建築工事（その２）（契約番号：３１－１００１４）に関する以下の文書 ・見積書 ・単価決定簿	8		1					1	1	1		1				（７条２号）個人に関する情報で特定の個人を識別できるものであるため。 （７条３号）公になると他の会社に経営上の情報が知らされることとなり、当該会社の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 （７条４号）公にすることにより、偽造等のため当該企業の財産等への不法な侵害を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。 （７条６号）採用金額算出に係る部分を開示した場合、見積会社の思惑等により見積価格の高止まりを招く等、適切な単価設定に支障が生じると認められるため。	交通局建設工務部計画改良課
15	R5.5.16	R5.7.14	新宿線九段下駅エレベーター設置及び改修建築・土木その他工事（契約番号：３０－１０２１４）に関する以下の文書 ・設計図面・質疑応答書・土木工事内訳書（工事総括書、工事費総括書、種別内訳書、諸経費計算書、代価明細表）・建築その他工事内訳書・資材価格特別調査報告書	362	1														交通局建設工務部計画改良課
16	R5.5.16	R5.7.14	新宿線九段下駅エレベーター設置及び改修建築・土木その他工事（契約番号：３０－１０２１４）に関する以下の文書 ・見積書 ・単価決定簿	336		1					1	1	1		1				（７条２号）個人に関する情報で特定の個人を識別できるものであるため。 （７条３号）公になると他の会社に経営上の情報が知らされることとなり、当該会社の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 （７条４号）公にすることにより、偽造等のため当該企業の財産等への不法な侵害を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。 （７条６号）採用金額算出に係る部分を開示した場合、見積会社の思惑等により見積価格の高止まりを招く等、適切な単価設定に支障が生じると認められるため。	交通局建設工務部計画改良課
17	R5.5.16	R5.7.14	新宿線森下駅及び大江戸線両国駅エレベーター設置等土木・建築その他工事（契約番号：２９－１０１９７４）に関する以下の文書 ・設計図、建築図面リスト、機械設備図面リスト ・質問回答書・工事設計内訳書	758	1														交通局建設工務部計画改良課
18	R5.5.16	R5.7.14	新宿線森下駅及び大江戸線両国駅エレベーター設置等土木・建築その他工事（契約番号：２９－１０１９７４）に関する以下の文書 ・見積書 ・単価決定簿	322		1					1	1	1		1				（７条２号）個人に関する情報で特定の個人を識別できるものであるため。 （７条３号）公になると他の会社に経営上の情報が知らされることとなり、当該会社の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 （７条４号）公にすることにより、偽造等のため当該企業の財産等への不法な侵害を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。 （７条６号）採用金額算出に係る部分を開示した場合、見積会社の思惑等により見積価格の高止まりを招く等、適切な単価設定に支障が生じると認められるため。	交通局建設工務部計画改良課
19	R5.5.17	R5.7.11	・大江戸線沿線状況等基礎調査（その４）委託報告書（令和５年３月）	318		1								1					（７条５号）公にすることにより、率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、当該情報が確定した情報と誤認され、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当な利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため。	交通局総務部企画調整課
20	R5.5.17	R5.7.13	「浅草線・京急本線泉岳寺駅改良（駅工区）土木工事（契約番号：３１－１００８５）」に係る以下の文書 工事費総括書、工事総括書、機械器具調書、材料品調書、種別内訳書、代価明細表、諸経費計算書、特記仕様書、設計図、内訳書（金抜き）、質問回答書	755	1														交通局建設工務部計画改良課
21	R5.5.17	R5.7.13	「浅草線・京急本線泉岳寺駅改良（駅工区）土木工事（契約番号：３１－１００８５）」に係る以下の文書 ・工種明細書 ・電気設備及び機械設備に関する文書					1											（１）工種明細書は、実施期間において作成しておらず存在しないため。 （２）電気設備及び機械設備は、本工事に含まれず存在しないため。	交通局建設工務部計画改良課
22	R5.5.17	R5.7.13	「浅草線・京急本線泉岳寺駅改良（引上線工区）土木工事（契約番号：３１－１００８４）」の土木に係る以下の文書 工事費総括書、工事総括書、特記仕様書、設計図、内訳書（金抜き）、質問回答書	384	1														交通局建設工務部計画改良課
23	R5.5.17	R5.7.13	「浅草線・京急本線泉岳寺駅改良（引上線工区）土木工事（契約番号：３１－１００８４）」に係る以下の文書 機械器具調書、材料品調書、工種明細書					1											（１）機械器具調書、材料品調書及び工種明細書は、実施期間において作成しておらず存在しないため。	交通局建設工務部計画改良課

24	R5.5.17	R5.7.13	「浅草線泉岳寺駅改良土木工事（その１）（契約番号：３０－１００３４）」に係る以下の文書 工事費総括書、工事総括書、種別内訳書、代価明細表、機械器具調書、材料品調書、諸経費計算書、特記仕様書、設計図、内訳書（金抜き）、質問回答書	711	1															交通局建設工務部計画改良課
25	R5.5.17	R5.7.13	「浅草線泉岳寺駅改良土木工事（その１）（契約番号：３０－１００３４）」に係る以下の文書 ・工種明細書 ・電気設備及び機械設備に関する文書					1											（１）工種明細書は、実施期間において作成しておらず存在しないため。 （２）電気設備及び機械設備は、本工事に含まれず存在しないため。	交通局建設工務部計画改良課
26	R5.5.17	R5.7.13	「大江戸線勝どき駅改良土木工事」に係る以下の文書 工事費総括書、工事総括書、種別内訳書、代価明細表、諸経費計算書、特記仕様書、工種明細書、構造物設計図集、工種内訳書（金抜き）、質問回答書	1799	1															交通局建設工務部計画改良課
27	R5.5.17	R5.7.13	「大江戸線勝どき駅改良土木工事」に係る以下の文書 工事費総括書、工事総括書、種別内訳書、代価明細表、諸経費計算書、特記仕様書、工種明細書、構造物設計図集、工種内訳書（金抜き）、質問回答書					1											（１）機械器具調書及び材料品調書は、実施機関において作成しておらず存在しないため。 （２）電気設備及び機械設備は、本工事に含まれず存在しないため。	交通局建設工務部計画改良課
28	R5.5.19	R5.7.18	・新型車両開発コンセプト ・三田線新造車両のデザイン（案）～イメージパース～	9	1															交通局総務部企画調整課
29	R5.5.29	R5.7.24	「大江戸線勝どき駅改良機械設備工事」に係る工事概要書、種目・科目内訳書、細目内訳書、特記仕様書、工事設計内訳書（金抜き）、質問回答書	503	1															交通局車両電気部電力課
30	R5.5.29	R5.7.24	「大江戸線勝どき駅改良機械設備工事」係る設計図面集	309		1							1						（７条４号）公にすることにより、テロ等の犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にする等、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。	交通局車両電気部電力課
31	R5.5.29	R5.7.27	「大江戸線勝どき駅改良電気設備工事」についての、工事概要書、種目・科目内訳書、細目内訳書、工事設計内訳書（金入り）、工事設計内訳書（金抜き）、特記仕様書	170	1															交通局車両電気部信号通信課
32	R5.5.29	R5.7.27	「大江戸線勝どき駅改良電気設備工事」についての、図面、質問回答	692		1							1						（７条４号）本件情報を開示することにより、機器室及び駅務諸室の位置や室内に設置されている機器の配置が明らかになり、機器の正常な動作を損なわせる行為や駅務を妨害する犯罪を誘発し、公共の安全と秩序とに支障を及ぼすおそれがあるため。	交通局車両電気部信号通信課
33	R5.5.29	R5.7.27	「大江戸線勝どき駅改良電気設備工事」についての、工種明細書					1											実施機関において作成しておらず存在しないため。	交通局車両電気部信号通信課
34	R5.6.30	R5.7.14	事故一覧及び乗務員台帳（交通違反の履歴表示があるもの）（北自動車営業所令和２年度及び令和３年度分）	24		1					1				1				（７条２号）他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるおそれがあるため。 （７条６号）示談交渉等に関する情報であり、公にすることにより、示談交渉事務についての当局の対応方針等が明らかになり、交渉相手が対策を講じるなど、当局の当事者としての立場を不当に害するおそれがあることから、交渉事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 （７条２号）個人を特定する情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。 （７条２号）個人に関する情報で特定の個人を識別できるものであるため。	交通局自動車部営業課
35	R5.7.3	R5.7.7	（１）デジタル行先表示器コントロールパネル注入用行先表示データ　単色用・最終改定版（深川、有明、南千住、品川自動車営業所） （２）デジタル行先表示器コントロールパネル注入用行先表示データ　フルカラー用・最終改定版（深川、有明、南千住、品川自動車営業所）	343	1															交通局自動車部車両課
36	R5.7.4	R5.7.13	「浅草線ホームドア設置に伴う西馬込駅外７駅ホーム補強その他工事　契約番号：３１－１８０４３」に係る以下の内容 変更工事費総括書、変更工事総括書、変更種別内訳書、代価明細表、諸経費計算書	165	1															交通局建設工務部計画改良課
37	R5.7.4	R5.7.14	開示決定等に係る意見書（令和５年６月９日付文書、令和５年６月１３日収受）	1	1															交通局資産運用部資産活用課
38	R5.7.10	R5.7.24	巣鴨駅務管区　運転作業基準（三田線）				1						1						（７条４号）公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	交通局電車部営業課
39	R5.7.25	R5.7.27	大江戸線清澄白河駅ほか３駅耐震補強詳細設計委託設計等委託成績評定	22	1															交通局建設工務部計画改良課